|  |
| --- |
| 未支給金に関する申立書 |
| 　　　　年　　　　月　　　日に死亡しました恩給等受給者　　　に係る　　年　　月から　　　年　　　月までの未支給金（　　　　　　　円）について、私が請求します。　つきましては、もしこの件につき他の相続人との間に問題が生じた場合には、私が一切の責任を負います。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大　阪　府　知　事　　様年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受給者との続柄（　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　 申立者氏名　　　　　　　　　　　　 |

[未支給金の請求に必要な戸籍謄本について](%5C%5C%5C%5C10.20.214.240%5C%5C%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%BB%E4%BC%81%E7%94%BB%5C%5C%E3%80%9001%E3%80%91_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E6%94%B9%E5%96%84G%5C%5C%E6%81%A9%E7%B5%A6%5C%5C13%E3%80%80%E8%A1%8C%E6%94%BF%E6%89%8B%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%82%AA%E3%83%B3%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E5%8C%96%EF%BC%88R5%EF%BD%9E%EF%BC%89%5C%5CR6%5C%5C%E4%BB%BB%E6%84%8F%E6%A7%98%E5%BC%8F%5C%5C%E6%9C%AA%E6%94%AF%E7%B5%A6%E9%87%91%E3%81%AE%E8%AB%8B%E6%B1%82%E3%81%AB%E5%BF%85%E8%A6%81%E3%81%AA%E6%88%B8%E7%B1%8D%E8%AC%84%E6%9C%AC%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.doc)

◎未支給金の請求ができる方

　１　遺族…公務員が死亡した当時、公務員によって生計を維持し、又は公務員と生計を共にしていた遺族であって、次の順位によります。

　　　　　　①配偶者　②未成年　③父母　④重度障害の成年の子　⑤祖父母

　２　相続人…１の遺族がいない場合は、死亡した恩給受給者（以下「死亡者」という。）の相続人（民法で定める相続人）であって、次の順位によります。

　　①　死亡者の子及びその代襲者

＊　子………実子又は養子

先妻（又は先夫）の子は、養子縁組をしていない限り、相続人にはなりません。

＊　代襲者…死亡者の子が相続開始以前に死亡等によって相続権を失った場合に、その者の子（死亡者の孫）が、相続権を失った死亡者の子に代わって相続人となります。

　　②　①に該当する者がいない場合は、死亡者の直系尊属（死亡者の父母、祖父母等）

　　③　①及び②に該当する者がいない場合は、死亡者の兄弟姉妹及びその代襲者

　　　　＊　代襲者…死亡者の兄弟姉妹が相続開始以前に死亡等によって相続権を失った場合に、その子（死亡者の甥、姪）が、相続権を失った死亡者の兄弟姉妹に代わって相続人となります。

◎未支給金の請求に必要な戸籍謄本

　１　遺族が請求する場合

　　　請求者と公務員との関係が確認できる戸籍謄本及び先順位の遺族がいないことが確認できる戸籍謄本が必要です。

　　　なお、請求者と同順位の遺族がいる場合は、その遺族全員が確認できる戸籍謄本も必要です。

　２　相続人が請求する場合

　　　請求者と死亡者との関係により、次の一覧表の○表示の戸籍謄本が必要です。

必要な戸籍謄本一覧（○表示はたてに確認して下さい。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者の続柄必要な戸籍謄本の項目 | 子 | 孫 | 父母 | 兄弟姉妹 | 甥・姪 |
| １ | 請求者と死亡者との関係が確認できる戸籍謄本 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ２ | 遺族がいないことが確認できる戸籍謄本 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ３ | 請求者の親（死亡者の子）の死亡年月日が確認できる戸籍謄本 |  | ○ |  |  |  |
| ４ | 死亡者の子及びその孫がいないことが確認できる戸籍謄本 |  |  | ○ | ○ | ○ |
| ５ | 死亡者の直系尊属がないことが確認できる戸籍謄本 |  |  |  | ○ | ○ |
| ６ | 請求者の親（死亡者の兄弟姉妹）の死亡年月日が確認できる戸籍謄本 |  |  |  |  | ○ |
| ７ | 同順位の相続人がいる場合は、その相続人全員が確認できる戸籍謄本 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

○表示のある項目が、同一戸籍謄本の中で確認できれば、その戸籍謄本で足ります。

　ただし、確認できない項目がある場合は、その項目が確認できる戸籍謄本も必要です。